

利根町教育大綱（案）

～豊かなこころと創造性を育む教育を目指して～

平成28年 月

利 根 町

利根町教育委員会

目 次

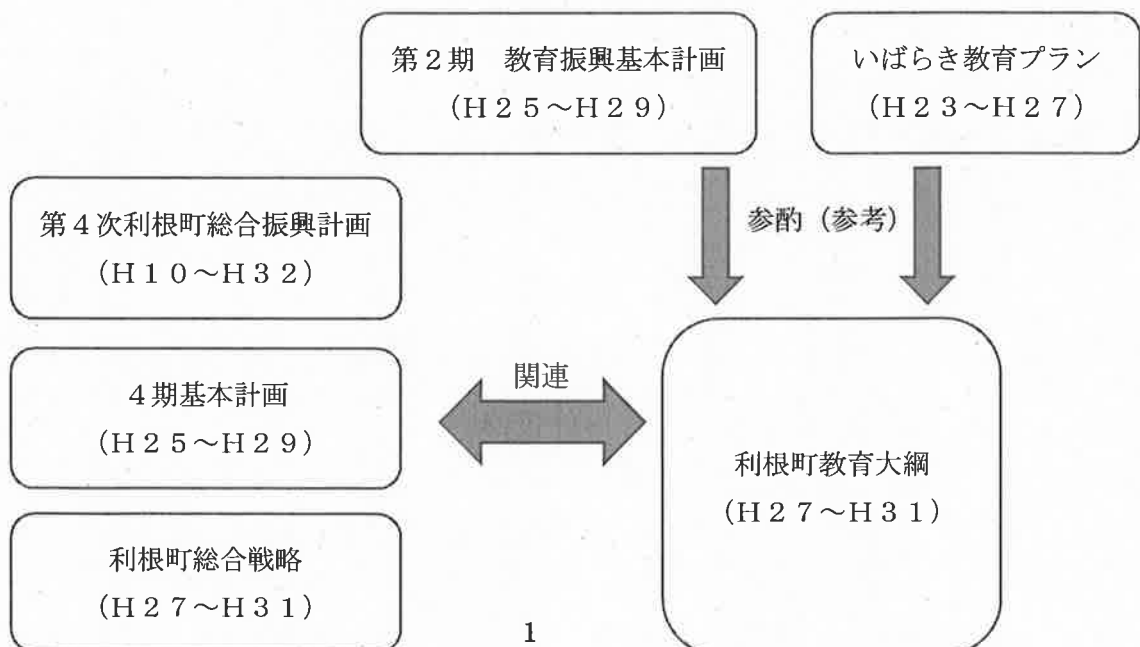
- 1 教育大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育大綱とその他の計画との関連・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 教育大綱の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 教育大綱の策定にあたって

これまで、利根町においては、教育振興基本計画として位置付けしている第4次利根町総合振興計画4期基本計画及び教育委員会の教育目標に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。

平成27年4月1日改正施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき「教育大綱」を策定することが定められ、利根町においては、利根町総合教育会議設置要綱により設置した総合教育会議を開催し、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めた「利根町教育大綱」を策定いたしました。

2 教育大綱とその他の計画との関連



3 教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。また、その間においても、教育をめぐる社会状況の変化や町の総合振興計画基本計画などに関連性を図ながら、必要な見直しを総合教育会議で適宜検討を行います。

| 年度 計画 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|-------------------------------|----|----------------------------|----|----|----|----|----|
| 第4次利根町 総合振興計画 (H10～H32) | → | | | | | | |
| 4期基本計画 (H25～H29) | → | | | | → | | |
| 利根町総合戦略 (H27～H31) | | → | | | | | |
| 利根町教育大綱 (H27～H31) | | 利根町教育大綱 (H27～H31) → | | | | | |

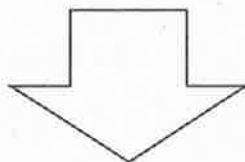
4 基本理念

第4次利根町総合振興計画・4期基本計画

- 豊かな心と創造性あふれるまちづくり（教育・文化・スポーツの振興）
- ・明日を担う健全な子どもを地域全体で育てるとともに、町民が生涯にわたって意欲や適性等に応じた学習や文化・スポーツ活動、さらには様々な交流活動を展開することで、豊かな創造性ある元気な心を育んでいきます。

利根町総合戦略

- 学力と心を育む“TONE”プロジェクト
- ・利根町で育つ子どもが、利根町の自然や教育環境の恩恵を存分に吸収し、感受性豊かな人間へと成長できるよう、利根町ならではの教育プログラムを提供します。
 - ・学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。



～豊かな心と創造性を育む教育を目指して～

- 次代を担う子どもたちを、利根町の豊かな自然と先人が築き上げた文化・伝統など地域全体で育てるとともに、町民が生涯にわたり学習や文化・スポーツ活動、さらには様々な交流活動を展開することで、豊かな創造性ある元気な心を育んでいきます。

- 5 基本目標
- 水と緑を愛する 心豊かな人間性の育成
 - 伝統と文化を育み 共に学ぶ活動の育成
 - 奉仕活動等を通じた 思いやりのある心の育成
 - 語らいのある 明るい家庭の育成
 - 未来にはばたく 青少年の育成

6 基本方針

(1) より良い環境づくりの推進

子どもたちの自主性, 創造性, 社会性を備えた健全な人格の形成を柱に, 心身ともに健やかに成長できるよう, より良い環境づくりを推進します。

(2) 学習環境, 学習機会の充実を推進

図書館, 公民館等の生涯学習拠点としての機能を重視し, 学習環境と学習機会の充実を推進します。

(3) 確かな学力を身に付けさせる教育の推進

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等, 主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせる教育を推進します。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識，自他の生命の尊重，自尊感情，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，公共の精神，主体的に判断し，適切に行動する力など豊かな心を育む教育を推進します。

(5) 健康や体力を育む教育の推進

学校保健，学校給食，食育の充実により，現代的な健康課題等に対応し，また，子どもの体力の向上傾向が維持され，確実なものとなるよう健康や体力を育む教育を推進します。

(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進

国際化や情報化など社会の変化に適切に対応できる教育を推進します。

(7) 人権教育の充実を推進

人権尊重の精神に基づき，差別のないよりよい人間関係の確立を目指す人権教育の充実を図ります。

(8) 文化活動等自主的な活動支援の推進

各施設の有効的な活用を図りながら文化活動への関心

を高め、自主的な活動支援を推進します。

(9) 未来へつなぐ人の育成支援の推進

郷土教育の推進に努めるとともに、文化財と伝統文化を町民共有財産として、保存と継承に努め、未来へつなぐ人の育成を支援します。

(10) 青少年の健全育成の推進

明日の社会を担う青少年の自立心を養い、創造性を伸ばすために、青少年の健全育成活動の展開に努めます。